

令和元年 千葉県災害義援金 申請書

申請日：令和 年 月 日

神崎町長あて

※以下、二重線の枠内にご記入ください。

フリガナ		窓口に来られた方
申請者氏名 (世帯主)		(続柄：)
生年月日	T・S・H 年 月 日	
被災した住所	〒 神崎町	現住所 〒
連絡先(電話)		
罹災証明書番号	神総第 73 号 -	

私は、「令和元年 千葉県災害義援金」の受け取りについて、裏面の確認事項および注意事項に同意のうえ、下記のとおり申請します。

1. 災害義援金の申請区分 ※該当する区分に○をつけてください。

申請	区分	対象者及び申請者	提出が必要な書類
	死亡	災害弔慰金または千葉県災害見舞金の死亡者に該当する方	
	重傷者	災害で1カ月以上の治療が必要な負傷をされた方	医師の診断書(コピー可)
	全壊	「全壊」と判定された世帯、または被災者生活再建支援制度の「解体」に該当する世帯	※住民票の住所と違う場合 居住実態のわかる書類 (公共料金やNHKの領収書等)
	半壊	半壊または大規模半壊と判定された世帯	
	床上浸水	床上浸水により一部損壊と判定された世帯	
	一部損壊	一部損壊と判定された世帯(床上浸水を除く)	

2 振込口座

金融機関名		支店名等			預金種別	口座番号			
					普通・当座				
ゆうちょ銀行	記号			番号					
フリガナ									
口座名義人									

*その他、申請に必要な書類

- 振込先口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

確認事項

- 義援金配分事務のため、必要な範囲で私の住民情報等の個人情報を利用することに同意します。
- 今後、追加配分があった場合、この口座に振り込むことに同意します。

注意事項

- 申請書の記載誤りなどがあった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。この場合、支給までに時間を要したり、支給ができなくなったりする場合がありますので、記載漏れや誤りがないようにご注意ください。
- 申請を受け付けた後、支給対象に該当するかどうか確認して義援金を支給します。確認の状況や、県からの義援金の配分状況により、支給まで時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 支給にあたって通知書等は送付いたしません。指定していただいた口座への振込みをもって通知に代えさせていただきます。
- 今後、千葉県災害義援金配分委員会の決定に基づき追加配分がある場合は、支給決定後の被害区分に応じた額を追加で振込みます。追加配分に対する新たな申請は必要ありません。
※被害状況が変わったりした場合は、改めて申請が必要となります。